

# 豊ヶ丘地区市民ホール

## ご利用の手引き

〒206-0031 多摩市豊ヶ丘5-6 ☎042-376-3636

### 1 開館時間及び使用料

地区市民ホールの開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までです。時間帯と使用料は、次のとおりです。

時間帯	午前帯	午後帯	夜間帯
	9:30 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 21:30
会議室等			
第1会議室 100㎡：定員60人	510円	580円	660円
第2会議室 30㎡：定員20人	140円	160円	190円
ピアノ (第1会議室)	100円	120円	130円

※ 中学生以下の子供や各種手帳の交付を受けた障がいのある方が、構成員の過半数を占める団体が使用する場合、使用料が2分の1減額されます。

### 2 休館日

毎月第3月曜日（祝日と重なった場合は、翌日）及び年末年始は、休館日です。休館日は、基本的に窓口業務は行っていません。

### 3 団体登録

ご利用にあたっては、団体登録が必要です。登録方法は（5 団体登録の方法）を参照してください。

#### ① 登録できる団体

団体構成員の過半数が、市内在住、在学、在勤者で構成される2名以上の団体です。  
※条例の目的から構成員が家族のみの場合は、ご遠慮ください。

#### ② 登録できない団体

営利団体（個人商店も含む）、宗教団体、個人（ただし、公職選挙法による立候補者個人演説会を除く。）

### 4 使用できない場合

団体登録をしても、会議室を使用できない場合があります。

- 建物や附属物を破損又は汚損するおそれがあると認めるとき

- 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- 他の利用団体の活動に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき
- 専ら営利を目的とした事業であると認めるとき
- 政治団体が、自らの会員又は党員を募ることを目的とし、人を集めて政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対する活動と認めるとき
- 葬儀（通夜を含む）を行うこと。
- その他、管理運営上支障があると認めるとき

（例）・**飲食が目的の活動**

- ・楽器や音楽機材などを使用し他の利用団体や近隣住宅などに著しく支障を及ぼす活動
- ・展示会等の機材持込みによる使用

## 5 団体登録の方法

ご利用に当たっては、地区市民ホールの窓口で団体登録の手続きが必要です。

窓口で「利用団体登録申請書」に必要事項を記入の上、住所、氏名等が記載（会員の方で在勤の方は、会員名簿に勤務先事業所名と事業所住所も記載）された**最新の会員名簿**をご提示ください。また、団体登録の際に「パスワード」を決めていただきますので、予め4桁ぐらいの数字等をご用意ください。

団体登録が済みますと、利用者番号が決まり、多摩市公共施設利用者登録済証が交付されます。

なお、構成員の過半数を中学生以下の児童又は生徒が占める団体（使用料の減額団体）の場合は、会員名簿に住所、氏名等の他、学校名、学年、年齢等の記載が必要です。

構成員の過半数を障がい者等が占める団体（使用料の減額団体）の場合は、団体登録の際に障がい者団体登録証等の提示が必要です。

又、既に公民館等の他施設で多摩市公共施設利用者登録を行っている団体が追加施設として地区市民ホールを利用する場合は、地区市民ホールの窓口で、地区市民ホール利用団体としての登録が必要です。（利用者番号とパスワードは、同一のものを使用します。）

登録の際は、他施設で発行された多摩市公共施設利用者登録済証と、会員名簿（最新の名簿）を地区市民ホールの窓口へご持参いただき、手続きを行ってください。

## 6 会議室の使用回数（申込みコマ数）

- ① 1か月に利用できるのは、各地区市民ホールごとに12コマまでです。
- ② 抽選予約に申込みできるのは、8コマまでです。

抽選結果が出た翌月の1日から、空いているコマがあれば先着順で予約ができます。

## 7 会議室の使用申込み

申込み方法は、地区市民ホールや公民館等に設置している利用者用端末機、ご自身のスマートフォンやパソコン等でインターネットを使用して《多摩市公共施設予約・案内

システム》で申込みを行います。

●抽選予約

使用したい月の2か月前の1日から20日までの間に抽選申込みをします。使用したい会議室の同じ時間帯に複数の団体が申込みをされると、抽選となり、21日に結果が分かります。当選すると「仮予約」になります。

●先着順予約

抽選予約後に空いている会議室は、使用する月の1か月前の1日から先着順で、インターネットで申込みことができます。

●本予約

「仮予約」のままでは会議室の使用はできません。使用する月の1か月前の1日から使用する日の3日前（日・祝、休館日を除く）までに、使用する地区市民ホールの窓口で、仮予約をした会議室の使用料を払込みます。又、ご自身のスマートフォンやパソコンを使用して予約システムからオンラインでクレジットカード決済を行う事も可能です。（詳細は「10 地区市民ホール使用料のキャッシュレス決済について」をご参照ください。）

この手続きを本予約と言います。3日前（窓口払いの場合は日、祝、休館日を除く）までに本予約の手続きをしないと自動的にキャンセルとなります。

（注）3日前が日曜、祝日、年末年始及び休館日の場合は、その前の平日（土曜含む）迄が窓口払いの期限となります。又、休館日（毎月第3月曜日。祝日の場合は翌日）は、受付事務を行っていません。

（例）

使用月	抽選申込み	先着順申込み	本予約受付け
7月	5月1日～20日	6月1日～	6月1日～使用日の3日前

8 会議室の使用取消し

取消し方法は、仮予約の状態と本予約の状態では異なります。

●仮予約の状態

地区市民ホールや公民館等に設置している利用者用端末機、ご自身のスマートフォンやパソコン等でインターネットを使用して《多摩市公共施設予約・案内システム》で取消しを行います。

●本予約の状態

利用する地区市民ホールに取消の連絡を行ってください。

本予約を取り消した場合（利用日当日の取り消しを除く）は、還付金が発生しますので来館して還付手続きを行ってください。

来館する際は、本予約時に発行された施設等使用承認書兼明細書（原本）と印鑑（手続きに来られる方の印鑑）をご持参ください。

## 9 当日の会議室使用方法及び施設利用に関する注意事項

- ① 豊ヶ丘地区市民ホールでは、会議室が空いていれば、使用時間帯の10分前（午前帯は、9時20分以降、午後帯は、12時50分以降、夜間は、16時50分以降）から入室できます。受付窓口で承認書兼明細書を提示して入室してください。  
使用承認書兼領収書に記載された終了時間の5分前までには、机や椅子を壁の掲示のとおり元に戻し（原状回復し）、窓を施錠し、空調、電灯のスイッチを切り退出してください。  
なお、退出されましたら**使用カード**を記入して受付に提出してください。

※豊ヶ丘地区市民ホールでは、鍵の受渡しはしておりません。各使用団体は、時間を確認して入室してください。

- ② ピアノは予め使用料を納めた団体以外は使用できません。
- ③ ゴミ箱は設置しておりません。各自**ゴミはお持ち帰り**ください。
- ④ 地区市民ホールでは、原則として喫食（物を食べる）することはご遠慮ください。  
なお、施設敷地内は、**飲酒（アルコール類）禁止、全館禁煙**です。
- ⑤ 老人福祉館部分（集会室、教養娯楽室、風呂場等）は、利用できません。
- ⑥ 音量は、他の利用団体や近隣に迷惑がかからないようご注意ください。
- ⑦ 豊ヶ丘複合施設付近の道路は、駐車禁止です。特に、JS南多摩支店の駐車場出入口付近の路上駐車はしないようお願いします。
- ⑧ 団体は、団体活動に必要な複写物・印刷物の作成のために老人福祉館に備える複写機・印刷機を利用（有料）できます。利用時間は、日・祝、休館日を除く10時～16時です。（複写機等利用に関する要綱を参照ください。）

## 10 地区市民ホール使用料のキャッシュレス決済について

- ① 地区市民ホール使用料は、キャッシュレス決済（オンラインキャッシュレス決済・窓口キャッシュレス決済）がご利用いただけます。
  - オンラインキャッシュレス決済：施設予約システムからオンラインにて、地区市民ホール使用料のクレジットカード払い（VISA、Master、JCB、Diners、AMEX）ができます。
  - 窓口キャッシュレス決済：地区市民ホール窓口にて、使用料をクレジットカード（VISA、Master）・電子マネー（交通系IC、iD、楽天Edy、nanaco、WAON）・QRコード支払い（d払い、PayPay、メルペイ、auPAY、楽天ペイ、ゆうちょペイ、Alipay、WeChatPay）ができます。
- ② キャッシュレス決済の注意事項  
キャッシュレス決済をした場合は、領収書が発行されません。（承認書兼明細書が発行されます。）領収書が必要な方は、窓口で現金でお支払いください。

オンラインキャッシュレス決済をした場合は、必ず予約システムから承認書兼明細書をダウンロードしてください。ダウンロードをしていないと、料金還付の手続きが出来ません。（窓口キャッシュレスや現金支払いの場合は、ダウンロード不要です。）利用日を過ぎるとダウンロードが出来なくなります。必ず利用日までにダウンロードをしてください。ダウンロードをしていない場合は、再発行することが出来ません。

キャッシュレス決済の場合でも料金還付は、窓口での現金還付のみになります。

オンラインキャッシュレス決済をした場合は、承認書兼明細書を紙に印刷してご持参ください。窓口キャッシュレスや現金払いの場合は、支払いの際に窓口で発行された承認書兼明細書をご持参ください。どの支払方法でも、還付の手続きに窓口に来館される方の印鑑が必ず必要です。印鑑をご持参ください。

地区市民ホールは、市民の方々及び地域社会の福祉の増進と文化の向上に寄与するために、集会及び交流の場として設置されています。豊ヶ丘地区市民ホールのほかに、東寺方地区市民ホールと諏訪地区市民ホールがあります。

地区市民ホールの利用ルールをご理解いただき、利用団体すべてが気持ちよく利用できるようにご協力をお願いします。